

企画提案（公募型プロポーザル方式）実施公告

令和7年4月3日

岡山県GIGAスクール構想推進協議会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案（公募型プロポーザル方式）を募集する。

1 企画提案に付する事項

（1）業務名

令和7年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備（iPad）

（2）業務内容

仕様書（iPad）のとおり

（3）納入期限

仕様書別紙1-1のとおり

2 参加資格

公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- （4）入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「1：文具・事務用機器」、小分類が「2：事務用機器」であり、格付区分がAであること。
- （5）岡山県物品の売買、修理及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領の規定による入札参加除外の措置を受けていないこと。
- （6）岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）第9条第1項に規定する入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- （7）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日制定）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- （8）コンソーシアムの各構成員は、同一業務について2以上のコンソーシアムを構成できないものとする。

3 業務契約に関する事務を担当する課室の名称等

代表事務局（岡山県）
岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話（086）226-7826
E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp
各調達設置者の事務局は仕様書別紙1-1のとおり

4 規約条項を示す場所

上記3の代表事務局の場所とする。

5 プロポーザル参加手続等

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号）を次のとおり提出しなければならない。

また、参加者は、提出した書類等について上記3の契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）企画提案説明書、仕様書等の配付期間及び場所

①配布期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月17日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時。なお、最終日の令和7年4月17日（木）は正午まで。

②配布場所

上記3の代表事務局の場所に同じ。なお、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/349/>）からダウンロードできる。

（2）プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和7年4月3日（木）から令和7年4月17日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時。なお、最終日の令和7年4月17日（木）は正午まで。

②提出書類

- ・プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1又は2-2号）
- ・法人に関する調書（様式第3号）※1
- ・コンソーシアム協定書の写し（任意様式）※2
- ・コンソーシアムの結成について権限を有する者の委任状（任意様式）※2

※1：コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出

※2：コンソーシアムの場合のみ提出

③提出場所

上記3の代表事務局の場所に同じ。

④提出方法

持参又は郵送等（配達記録が確認できる方法（一般書留、簡易書留等））とする。ただし、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

⑤参加辞退

参加表明手続後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）をPDFファイルで上記3に記載の電子メールアドレスに送付すること。また、送信後には、到着したことを電話で上記3に確認すること。なお、メールの件名は、「【参加辞退】 R7GIGA端末整備(iPad)_提出日_会社名」とすること。

(3) プロポーザル参加資格要件の審査

①審査結果の通知

プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2-1又は2-2号)を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、このプロポーザルに参加することができない。

②プロポーザル参加資格要件不適合の理由の説明要求

プロポーザル参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年4月24日(木)までに上記3の代表事務局の宛先にメールする方法により、説明を求めることができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間

令和7年4月3日(木)から令和7年4月17日(木)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時。なお、最終日の令和7年4月17日(木)は正午まで。

②方法

「仕様書等に対する質問・回答書(様式第1号)」によりメールで送付すること。

また、送信後には、到着したことを電話で上記3の代表事務局に確認すること。なお、メールの件名は「【質問】R7GIGA端末整備(iPad)_提出日_会社名」とすること。

③送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

④回答

メールにより回答する。また、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/349/>)に掲載する。

⑤プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

6 企画提案

(1) 提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、提案書等のPDFファイルをメールにより提出しなければならない。ただし、提出期限までに必着することとし、送信後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

①提出期限 令和7年5月7日(水)午後5時(必着)

②送付先 岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

③提出書類【下記内容をPDFファイルとしたもの1部】

下記提出書類については、協議会において複製が可能であることとする。

- ・令和7年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備(iPad)の提案書について(様式第4号)

- ・提案書(任意様式)

詳細は企画提案内容説明書及び評価項目一覧(iPad)を確認すること。

本業務の統括責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。

- ・企業等の概要(任意様式)※1

既存のパンフレットでも可。

- ・当該事業類似事業に係る資料(任意様式)※1

評価項目一覧の評価の観点に示す内容の主な実績について、その内容や成果等がわかる資料を添付すること。

- ・見積書（任意様式でその内訳を記載）
積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
本業務に係る人件費、交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。
- ※１：コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

7 優先交渉権者の選定

（１）１次審査（書類審査）

企画提案参加者が４者以上の場合、１次審査を行う。

代表事務局が、提出された書類の審査を行う。別に示す評価項目一覧のうち、１－１～３、２－１、４－１及び６－１（以下、「１次審査項目」という。）により採点し、上位３者を２次審査の対象として選定する。なお、１次審査を実施しない場合、１次審査項目については２次審査で一括審査する。

なお、１次審査を実施した場合、令和７年５月９日（金）までに通知する。

（２）２次審査（プレゼンテーション審査）

１次審査において２次審査の対象として選定された提案者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行う。

①日時

令和７年５月１９日（月）全日

②場所

岡山県岡山市北区駅元町１４番１号

岡山コンベンションセンター ２階 コンベンションホール

③企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション ２０分以内
- ・質疑応答 １５分程度

④注意事項

- ・開催日時、各参加者の開始時間及び企画提案の所要時間は後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加人数は、１提案者当たり３名までとする。（コンソーシアムにおいても１コンソーシアム当たり３名までとする。）
- ・プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- ・審査会では、プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う。
（スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは代表事務局において準備する。プレゼンテーションで使用する端末は、参加者が持参すること。なお、接続端子はHDMI端子である。）
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴できない。
- ・指定する開始時間に遅れた場合は、評価対象としない。

⑤評価方法

２次審査は、別に示す評価項目一覧２－２～３－４及び４－２～５－２（以下、「２次審査項目」という。）により採点する。

審査員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に評価（６２点満点）を行い、代表事務局が集計する。集計結果を基に、全審査員による協議を行って優先交渉権者を選定し、優先交渉権者以外の者についても、順位付けを行う。審査の順位は、１次審査項目と２次審査項目の合計点で決定する。（１次審査を行わなかった場合は、２次審査時に一括審査を行う。）当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査員の協議により順位を決定することとする。なお、各審査員の評価に係る採点の平均点

が37.2点に満たない場合は、評価の対象とならない。

(3) 観点

別に示す「令和7年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備評価項目一覧(iPad)」に基づき評価する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は後日文書により通知する。なお、選定結果についての異議申し立てはできない。

8 その他

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約

優先交渉権者は、調達設置者と提出書類を基に契約条件を調整の上、契約を締結する。なお、契約金額については、仕様書の内容を勘案して決定するため、参加者が提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

なお、契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び各調達設置者の条例の規定に基づき議会の議決を要する場合、仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。議会の可決が得られない時は、本件の契約は無効とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・ 上記2の参加資格要件を満たしていないと判明した場合